

第3回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年8月28日(金)午後2時00分より

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和2年8月28日(金) 14時00分
2. 閉会時間 令和2年8月28日(金) 14時21分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第2号議案 非農地証明願について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さん、こんにちは。只今より、第3回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・委員、・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおり、5件17筆15,673平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、2件4筆3,069.42平方メートルの届けがありました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地234.70平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。
申請地は．．．の一角にあり、北側は道路、東側は里道を挟んで宅地、南側は譲受人の宅地、西側は宅地となっております。
現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。
次に、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、申請地765平方メートルを譲り受け、貸家を建築したいとの申請です。
申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ3番に記載のとおりで、申請地654平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。
申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は宅地となっております。
造成し、擁壁を設け、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。
賃借人及び賃貸人は、議案集4ページ4番に記載のとおりで、申請地348平方メートルを借り受け、駐車場として利用したいとの申請です。
申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

す。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は賃貸人の農地、南側は賃借人の宅地、西側は道路となっております。

盛土造成し、防護柵を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和50年月日不詳頃から山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は山林、南側は宅地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから16ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 41件 102筆 109,579.79 m²

耕作権の再設定 10件 19筆 17,937.40 m²

合計 51件 121筆 127,517.19 m²です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集

17ページに記載のとおりで、1件 1筆 950 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。議案集の18ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、24筆20,058平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、

問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第3回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第3回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時21分